



5/25(土) 7/3(水) 開催!!

足場の組立等作業従事者特別教育

建設業界においては、足場からの転落・墜落による労働災害は多く発生しており、死亡災害も少なくありません。こうした現状を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が、特別教育を必要とする業務に追加されることになりました。これにより足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）に従事する者に対し、事業者は特別教育規程に基づく特別教育の実施が義務付けられています。（公社）神奈川労務安全衛生協会では、この規程に基づく教育を下記のとおり実施します。この機会にぜひ受講をご検討ください。

記

- 日程**
1回目：2024年 5月25日(土) 9：20～16：30
2回目：2024年 7月 3日(水) 9：20～16：30
遅刻しますと受講できませんので、お気をつけください。
- 会場**
（公社）神奈川労務安全衛生協会（横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル）
JR関内駅北口、または みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分
- カリキュラム**
足場及び作業の方法に関する知識(3時間)
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(30分)
労働災害の防止に関する知識(1時間30分)
関係法令(1時間)
- 定員**
75名（先着順に受付し定員になり次第締め切りとさせていただきます）
- 受講料**
会員8,380円 テキスト：815円 合計：9,195円
一般9,430円 テキスト：815円 合計：10,245円
- 申込み**
協会ホームページからインターネットでのお申込み
または、申込書類をメール、またはFAX
ホームページはこちら <https://roaneikyo.or.jp>
問合先 （公社）神奈川労務安全衛生協会 ☎045-662-5965

NET割引
300円有り